

(陳受 R 7 第 4 号)

「公的部門ではたらく労働者の賃上げを求める意見書」の採択を求める陳情書

受理年月日

令和 7 年 5 月 1 9 日

陳 情 者

山口市中央四丁目 3 - 3 県労連会館 2 階
山口県労働組合総連合（山口県労連）
議長 石田 高士
山口市中央四丁目 3 - 3 県労連会館 1 階山口自治労連内
山口県公務・公共業務労働組合共闘会議（山口県公務共闘）
議長 江藤 俊

陳 情 の 要 旨

別紙のとおり

2025 年 5 月 19 日

光市議会

議長 森戸 芳史 様

住 所 山口県山口市中央 4 丁目 3-3 県労連会館 2 階
名 称 山口県労働組合総連合（山口県労連）
代表者氏名 議長 石田 高士
電 話 番 号 083-932-0465

住 所 山口県山口市中央 4 丁目 3-3 県労連会館 1 階
山口自治労連内
名 称 山口県公務・公共業務労働組合共闘会議
（山口県公務共闘）
代表者氏名 議長 江藤 俊
電 話 番 号 083-934-5266

「公的部門ではたらく労働者の賃上げを求める意見書」の採択を求める陳情書

1. 要旨

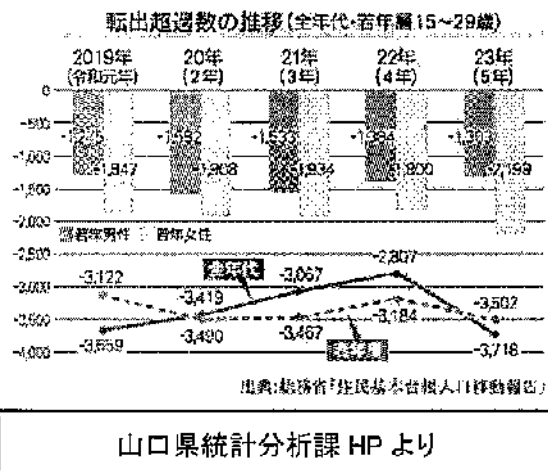
国に対し、「公的部門ではたらく労働者の賃上げを求める意見書」（別紙・案）を提出してください。

2. 理由

①. 人口流出の阻止が喫緊の課題

人口流出の阻止は、各自治体において最優先の喫緊の課題となっています。各自治体では、子育てしやすい環境の整備や暮らしやすい街づくり、企業誘致などによる雇用の創出など、多額の予算を割きながら地域存続のために様々な努力が展開されています。

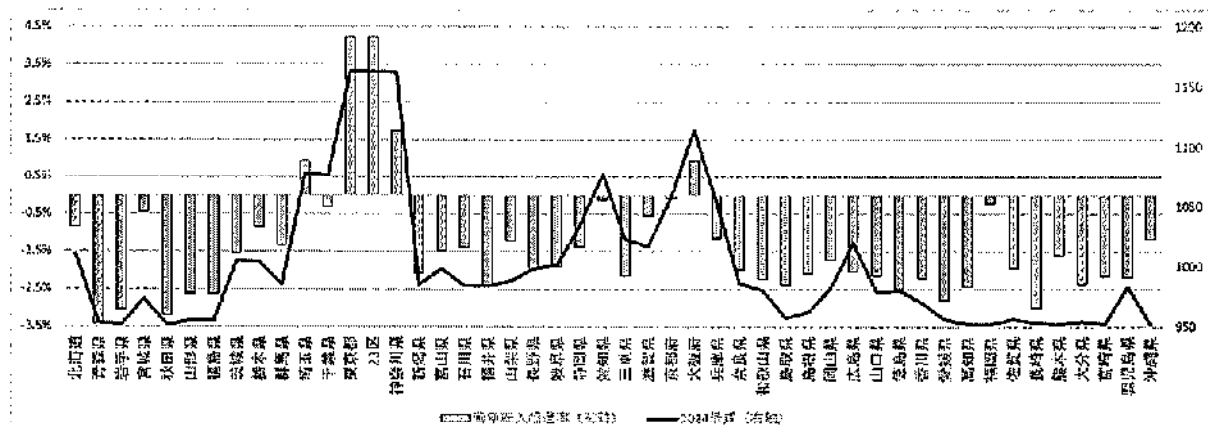
しかしながら、人口流出は止まらず、コロナ禍においては流出数が縮小したものの、再び増加傾向となっています。特に、人口流出の主な年代であり、人口増・維持に向けた「鍵」を握る 15～29 歳の若年層については、コロナ禍においても流出数が縮小しないほど流出が常態化しており、とりわけ若年女性の人口流



出は、若年男性のそれを継続的に上回っており、少子化を加速させる大きな要因となっています（山口県統計分析課 おもしろ統計・153 コロナ禍から4年より）。

②. 経済的格差が人口流出の主因

人口流出の主因は、経済的地域間格差です。現在、都道府県別となっている最低賃金の多寡は、若年人口流入率（マイナスは流出を示す）と強い相関関係にあります。



若年転入超過率と最低賃金
総務省・統計局資料より公務共闘事務局作成

最高額の東京都で時給 1,163 円の方で、山口県では時給 979 円であり 20% 近くの格差が生じています。全国展開するコンビニエンスストアなどで同じように仕事をしながら、月額賃金（1 日 8 時間・週 5 日勤務）にして 3 万 2 千円弱の格差が生じるのでは、人口が都市部に集中するのは当然です。近年は、人口流出への危機感から、最低賃金の低い自治体ほど引上げ率は高くなっていますが、依然として大きな格差が存在するというほかありません。

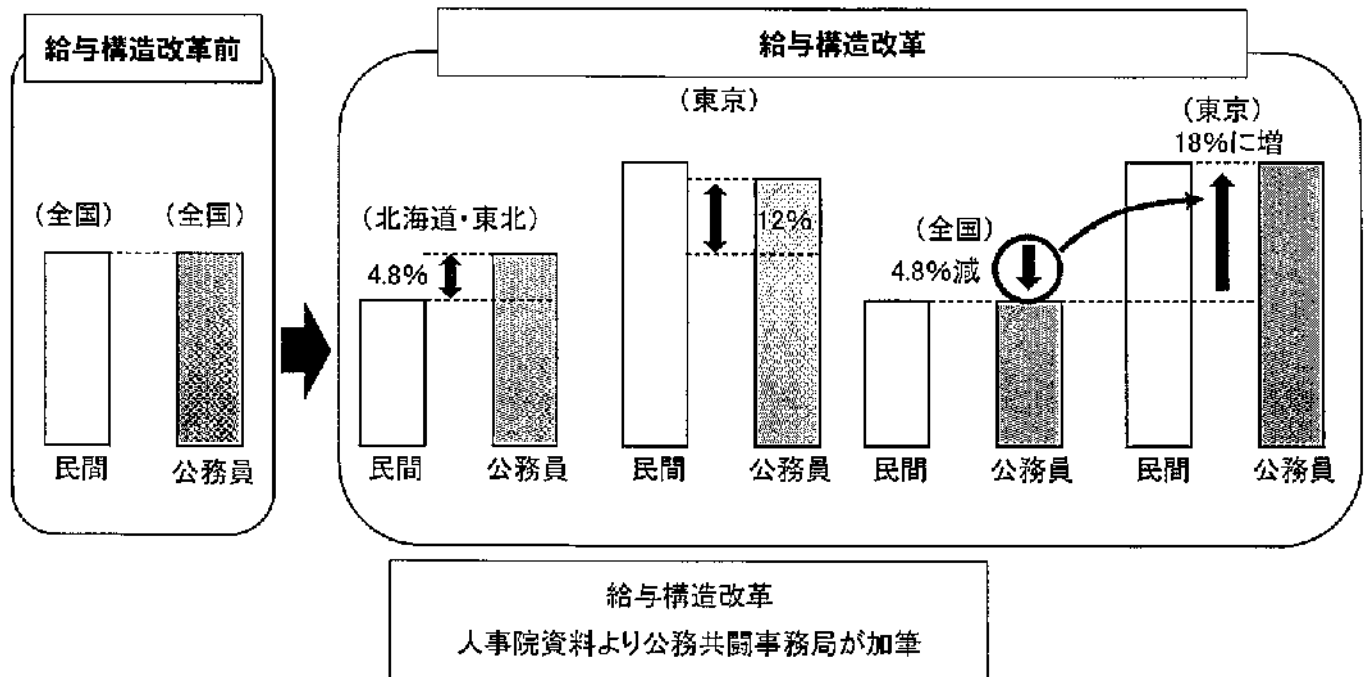
③. 格差を拡大・維持する公務員賃金

公務員賃金は、人事院・人事委員会が民間労働者の賃金と比較し、官民較差を解消するよう、勧告を行います。旧来、全国同一の行政水準確保の観点から、全国平均の官民較差をもとに給料表が定められていました。

しかし、2005（平成 17）年人事院勧告では、「給与構造改革」として、全国を 7 ブロックに分けて民間との賃金水準を比較し、民間が最も低いとされた北海道・東北ブロックに給料水準を合わせるとして平均 4.8%、高齢者部分では最大 7% の引き下げが行われました。一方で、物価水準の違いを基礎とした調整手当（最大 12%）を廃止し、地域の民間給与の違いを基礎とした地域手当（当時最大 18%）を導入。公務員賃金自体が経済的地域間格差を拡大・維持する役目を担わされることになりました。

山口県では、地域手当が付与されたのは周南市の 3% のみで、そのほかの自治体では最も

給料水準が低い北海道・東北ブロックなみの平均4.8%の賃金引き下げになりました。



さらには、2014（平成26）年人事院勧告では、「給与制度の総合的見直し」として、民間賃金の低い12県（青森、岩手、秋田、山形、鳥取、島根、佐賀、長崎、大分、宮崎、鹿児島、沖縄）に給料水準を合わせるとして平均2%、高齢者部分では最大4%の引き下げが行われるとともに、地域手当は最大18%から20%へと格差が拡大しました。

また、2024（令和6）年の人事院勧告で示された「給与制度のアップデート」では、給料表の引き下げ自体は行われなかったものの、これまで市町単位で指定されていた地域手当支給対象について、都道府県を基本に指定することになりました。これにより、同一都道府県内での地域手当の違いによる職員確保の困難性などは一定解消されたものの、従来支給されていた周南市を含めて地域手当ゼロ%となった山口県は、県外への人口流出に拍車をかける事態になっています。

④. 公務員賃金が公的部門へ与える影響

介護・医療・保育といった住民生活を支える公的部門ではたらく労働者の賃金は、公務員の賃金体系を基礎に算定されています。上記③で述べた経済的地域間格差の拡大・維持は、このような公的部門でも行われ、人口流出・人材不足に大きな影響を与えています。

④-1. 介護報酬における地域区分

おおむね、公務員の地域手当に準じた級地設定により、3から20%の地域区分が設けられています。一方で、「公平性を欠く」場合には特例により、経過措置や支給率が高い地域に隣接する場合に引き上げを認めることとしています。

地域手当の都道府県化については、公務員の状況を基本としながら、「次期介護報酬改定

に向けて市町村の意向を確認しつつ、地域区分の存り方について検討を進める」としています。

④-2. 診療報酬における地域加算

公務員の地域手当に準じた級地設定により、3 から 18%の地域加算が設けられ、周南市で 3%の地域加算が行われています。また、「人事院規則で定める地域に準じる地域」として、山口県では岩国市でも 3%の地域加算が適用されています。

④-3. 保育公定価格、地域区分

保育の公定価格では、人件費算定の基礎が公務員給与とされています。

職種	
所長	福祉職 2 級 33 号
主任保育士	福祉職 2 級 17 号
保育士	福祉職 1 級 29 号
調理員等	行政職(2)表 1 級 37 号

また、公務員の地域手当に準じた給地設定により、3 から 20%の地域区分が設けられています。山口県では、周南市のほかに岩国市、2024（令和 6）年度からは和木町で 3%の加算が行われています。

このように、公的部門では、公務員賃金体系を基礎としながらも、それぞれの分野で特例を設けるなどの措置が行われています。特に、地域手当の都道府県化に対しては、地域の人材確保の観点などから 2025 年度に導入を見送られていますが、見直しの方向性としては、あくまで公務員賃金体系に準じたものにしていくとしています。

⑤. 女性が活躍できる地域に

厚生労働省が公表する「働く女性の状況」によれば、女性雇用者について産業別にみると、もっとも多いのは、「医療、福祉」の 669 万人、女性雇用者総数に占める割合は 24%となっています。なお、産業別雇用者数に占める女性比率（雇用者総数に占める女性の割合）は、「医療、福祉」で 75.9%になっています。

公務員賃金の削減を通じて、介護・医療・福祉ではたらく労働者の賃金も減らされ、女性の働く場所も低賃金に抑えられてきました。政府の施策として、地方から都市部への人口流出を促し、都市部での労働力を確保・地方を切り捨ててきたと言っても過言ではありません。

このような流れを変えて、全国一律の医療・福祉、行政水準を提供するために、経済的地域間格差を是正し、公的部門ではたらく労働者の賃上げが必要です。

【別紙 案】 公的部門ではたらく労働者の賃上げを求める意見書

少子高齢化が進むなか、人口流出の阻止・労働力の確保が喫緊の課題となっている。

地域で暮らし、生活していくためには働く場所の確保と賃金水準の引き上げが欠かせない。

しかしながら、国においては2005（平成17）年の「給与構造改革」で平均4.8%、2014（平成26）年の「給与制度の総合的見直し」では平均2%の国家公務員俸給表の引き下げを行った。あわせて、最大20%の「地域手当」を支給することにより、都市部での民間賃金との官民較差を無くすとされたが、「地域手当」不支給の地域では、その原資を捻出するために給料が引き下げられるばかりとなった。

地方公務員においても、同様の措置が取られているが、公務員賃金だけでなく、公務員賃金を基礎として人件費が算定される介護・医療・保育といった公的部門ではたらく労働者の賃金も引き下げられ、地方への影響は大きくなっている。

介護・医療・保育などの「医療、福祉」ではたらく女性雇用者は669万人、女性雇用者総数に占める割合は24%である。この間の施策により、地域から働く場所が奪われ、少子化に直結する若年女性の人口流出の大きな要因となっている。

全国一律の医療・福祉、行政水準を提供するためには、経済的地域間格差を是正し、公的部門ではたらく労働者の賃上げを行っていく必要がある。

以上の趣旨より、下記の項目の実現を求め、意見書を提出する。

記

1. 国家公務員の俸給表改定にあたっては、全国平均の官民格差にもとづいた俸給表とすること。
2. 地域手当については廃止し、俸給表に組み入れること。
3. 介護、医療、保育などの分野ではたらく人件費の算定にあたり、公務員給与（地域手当含む）の反映については、上記2点と同様の視点で行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2025 年 月 日

光市議会 議長 森戸 芳史

内閣総理大臣 宛

総務大臣 宛

厚生労働大臣 宛